

中野区国土強靱化地域計画（素案）の策定について

区は、これまでも中野区地域防災計画に基づき、防災対策等の取組を進めてきたが、より一層の防災・減災対策を推進していくため、中野区国土強靱化地域計画（素案）を策定したので、報告する。

1 中野区国土強靱化地域計画（素案）の概要

別添1のとおり

2 中野区国土強靱化地域計画（素案）

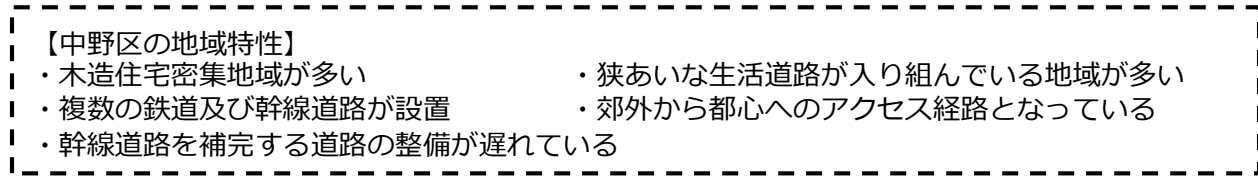
別添2のとおり

3 今後の予定

令和2年4月23日（木）	区民との意見交換会の開催
6月	中野区国土強靱化地域計画（案）策定及びパブリックコメント手続きの実施
7月	中野区国土強靱化地域計画策定

1. 計画策定の背景

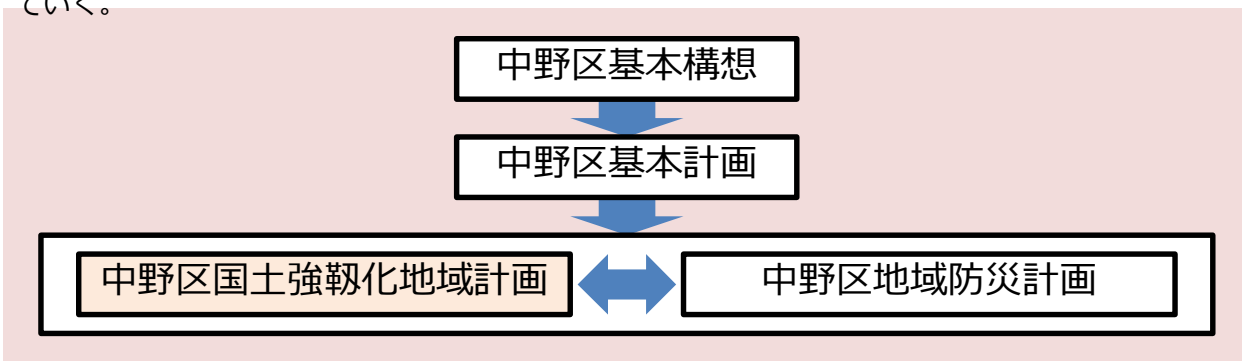
- 大規模地震や台風の大型化、多発する集中豪雨など、大規模自然災害の発生によるリスクの増加。
- 国において、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）により、事前防災及び減災、その他迅速な復旧復興に資する国土強靱化に向けた取組の推進。
- 課題となる中野区の地域特性。



- 「中野区地域防災計画」に基づき、防災対策等の取組を進めてきたが、より一層の防災・減災対策を推進していくため、「中野区国土強靱化地域計画」を策定。

2. 計画の位置づけ

- 本計画は、基本法第13条に基づき策定する「国土強靱化地域計画」である。
- 中野区地域防災計画をはじめとする各種計画について、国土強靱化地域計画の観点から見直しを行うていく。



3. 基本目標

- ① 人命の保護を最大限に図る
- ② 区政及び社会の重要な機能を致命的な障害を受けることなく維持する
- ③ 区民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する
- ④ 災害発生後の迅速な復旧・復興を可能にする

4. 事前に備えるべき目標（8つの課題）

- 1 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われる
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- 5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーン含む）を機能不全に陥らせない
- 6 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 8 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

5. 課題に対する推進方策

1. 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる

- ・道路閉塞を防ぐとともに、消防活動等の円滑化を図るため、無電柱化の推進を図る。
- ・住宅や福祉施設、不特定多数の者が利用する集客施設などの建築物の耐震化を推進する。
- ・市街地再開発事業により、土地の高度利用と都市機能の更新を図る。
- ・不燃化促進事業の推進・導入、広域避難場所への避難路の整備を図る。
- ・不燃化特区の指定を受けた地区において、避難道路の整備や建物の不燃化促進、地区計画などの導入を進める。
- ・1時間あたり50mm規模の降雨に対応できる河川整備に加え、1時間あたり75mm規模の降雨への対応及び、下水道施設に係る貯留施設などの早期整備を東京都へ働きかける。
- ・防災に関する知識の普及啓発を推進する。

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われる

- ・各避難所に備蓄倉庫を設置するよう努め、必要な備蓄と適宜更新を行う。
- ・消防団勧誘活動の広報や場所の提供、活動内容の紹介などの消防団入団活動を支援する。
- ・帰宅困難者の一時滞在施設及び協力事業者の拡充を図る。
- ・避難所等の冷暖房設備等の充実を図る。
- ・感染症など広範囲にわたる健康危機に対して、迅速な対応体制を確保する。

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

- ・災害時に継続して対応可能なエネルギー確保を図るため、発電機等の機器の充実や、燃料確保に関する協定等の整備を進めていく。
- ・訓練や研修実施等による、組織としてのリスク管理・危機管理能力の向上を図る。

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

- ・中野区防災行政無線や公衆無線LAN等、無線を基幹とした情報連絡体制の整備を行う。
- ・交流拠点などで地域情報や災害情報等を展開するため、エリアマネジメント組織を育成する。

5. 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーン含む）を機能不全に陥らせない

- ・連携自治体の生産者等と区内事業者・団体との交流を推進し、取引の推進や物流の仕組みづくりを進める。
- ・連続立体交差事業に関連する道路を、まちづくりの進捗にあわせ整備する。

6. 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

- ・給水管への応急給水栓設置事業に協力し、災害時における避難所での応急給水確保を進める。
- ・狭い道路整備促進事業等により、道路を拡幅整備し、安全な道路空間を確保する。

7. 制御不能な二次災害を発生させない

- ・自助の普及啓発の強化、防災活動費用の一部助成による地域防災会の活動推進を図る。
- ・地域防災行動力の向上を図るため、防災リーダー育成事業、フォローアップ事業を実施する。
- ・消火設備の配備及び維持管理により、地域の初期消火力体制を強化する。

8. 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

- ・がれき置き場及び仮置き場の候補地を指定する。
- ・ボランティア本部と連携しながら、活動拠点となる区立施設の提供など必要な支援を行う。
- ・町会・自治会活動の広報拡充を行い、若年層の町会・自治会のイベント参加などを推進する。

**中野区国土強靱化地域計画
(素案)**

令和2年3月

中野区

中野区国土強靱化地域計画（素案）

目 次

はじめに

第 1 章 計画の考え方.....	3
1.1 基本目標.....	3
1.2 事前に備えるべき目標.....	3
第 2 章 中野区の地域特性.....	4
2.1 地勢.....	4
2.2 人口（平成 27 年国勢調査結果）.....	5
2.3 社会基盤・交通.....	5
第 3 章 想定する自然災害と被害の想定.....	6
3.1 地震.....	6
3.2 風水害.....	9
第 4 章 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）.....	10
第 5 章 脆弱性の評価.....	12
第 6 章 リスクシナリオに対する推進方策.....	18
6.1 推進すべき施策・重要業績指標（KPI）.....	18
6.2 重点化する取組事項.....	45
第 7 章 地域計画の推進と見直し.....	46
7.1 地域計画の推進体制.....	46
7.2 地域計画の見直し.....	46
参考 リスクシナリオにおける対象事業一覧.....	47

はじめに

1. 計画策定の背景と目的

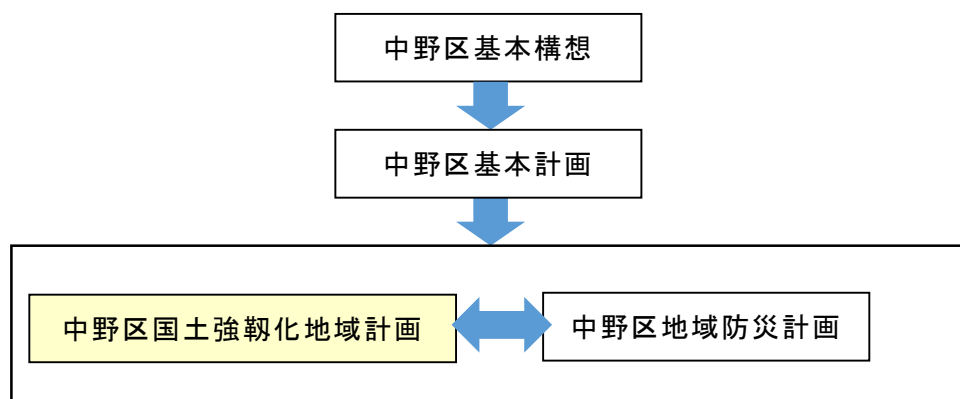
近年、大規模地震や台風の大型化、多発する集中豪雨など、大規模自然災害の発生によるリスクが一段と高まっている。現在、国においては、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）により、事前防災及び減災、その他迅速な復旧復興に資する国土強靱化に向けた取組を進めている。

また、基本法では、区市町村等は当該区域における国土強靱化に係る施策の総合的かつ計画的な推進を図るための指針として、国土強靱化地域計画（以下、「地域計画」という。）を定めることができることを規定している。

中野区ではこれまでも「中野区地域防災計画」に基づき、防災対策等の取組を進めてきたが、より一層の防災・減災対策を推進していくため、「地域計画」を策定することとした。

2. 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づき策定する「地域計画」であり、区の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画とする。また、中野区地域防災計画をはじめとする各種計画については、この地域計画の観点から見直しを行い、必要な施策を具体化することとする。



3. 計画期間

本計画は中長期的な視野の下で施策を推進する国の方針に基づき、計画策定後、概ね 5 年とする。但し、それ以前であっても、国の動向や社会情勢等の変化により、必要に応じ見直しを検討する。

4. 本計画と関連する計画等

- 中野区基本構想（令和 2 年 6 月 策定予定）
- 中野区基本計画（令和 3 年 3 月 策定予定）
- 中野区地域防災計画（平成 30 年 第 41 次修正（令和 2 年度修正予定））

第1章 計画の考え方

国の基本計画との調和を図るため、下記の4つの「基本目標」と8つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

1.1 基本目標

地域計画の基本目標は、以下のとおりである。区民の人命の保護を最大限に図るとともに、区政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けることなく、また区民の財産等の被害を最小化し、迅速な復旧・復興を目標とする。

- ① 人命の保護を最大限に図る
- ② 区政及び社会の重要な機能を致命的な障害を受けることなく維持する
- ③ 区民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する
- ④ 災害発生後の迅速な復旧・復興を可能にする

1.2 事前に備えるべき目標

地域計画では、基本目標に対して、事前に備えるべき目標として、以下の8課題に対して、リスクシナリオ（起きてはいけない最悪の事態）を想定し、区が達成すべき推進目標を設定する。これらの推進目標に対して、現在区が実施している取組について、脆弱性を分析・評価の上、今後の課題を明らかにした上で、区が取り組むべき推進方針を設定する。

事前に備えるべき目標

- 1 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われる
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- 5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーン含む）を機能不全に陥らせない
- 6 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

第2章 中野区の地域特性

2.1 地勢

中野区は、23区の西方に位置し、東は新宿区、豊島区、西は杉並区、南は渋谷区、北は練馬区に接している。面積は、15.59k m²あり、東京都の総面積 2,194.07k m²の約0.71%、区部面積 627.57k m²の約2.48%にあたり、23区中14番目の広さである。

北西から南東に細長くひろがり、その地形は落合、沼袋、野方、中野、幡ヶ谷の五つの丘陵台地と中新井溪谷、妙正寺川溪谷、中野川溪谷、神田川溪谷の四つの溪谷より形成されている。地表面は、多量の腐植土を含む薄い黒土層で、その下は関東ローム層と呼ばれている火山灰の赤土が厚く堆積し、さらにその下には、礫層、東京層、三浦層の順に重なっている。



中野区



図 1 中野区位置図

